

人・ふれあい、まち・息づき、暮らし・かがやく

秋の号

平成30年
Vol.81

ふれあいだより

大阪府営住宅指定管理者 株式会社東急コミュニティー

大阪府からのお知らせ

- 1ページ 家賃減免申請の注意事項
便利な口座振替をはじめましょう！
- 2ページ 家賃、駐車場使用料は、毎月月末までにお支払ください。
名義人が死亡・退去された場合、地位承継手続きにご注意を！
- 3ページ 動物飼育の禁止について
無断同居は違法です！
階段や廊下等の共用部に私物を置かないで下さい！
- 4ページ 府営住宅でのグループホームについて
府営住宅でコミュニティづくりを

東急コミュニティーからのお知らせ

- 5ページ 家族で防災計画を立てる！
- 6ページ



家賃減免申請の注意事項

- 家賃減免は、毎月20日(休日の場合は翌営業日)までに申請した方が、原則、翌月から受けることができます。
ただし、申請書や添付書類に不備や不足がある場合は、減免の開始が翌々月以降になります。
また、家賃の滞納がある場合は、減免を受けることができません。
- 現在、減免を受けている方も、減免期間の終了する月の20日までに申請が必要です。期間終了後に申請しても、さかのぼって減免を受けることはできません。
また、収入・年齢等の状況や減免基準の改正などにより、減免を受けられない場合がありますので、事前に管理センターにご相談ください。
- 生活保護の住宅扶助を受給することとなった場合は、すみやかに管理センターにご連絡ください。その場合は、住宅扶助で家賃をお支払いいただくことが可能なため、家賃減免を取り消す必要があります。また、住宅扶助を受給される場合、府営住宅の家賃を市町村等から大阪府に直接納付する「代理納付」が可能です。詳しくは、市町村等の生活保護担当課にお問い合わせください。

お問い合わせ先 管理センターまで

(「代理納付」については市町村等の生活保護担当課まで)

便利な口座振替をはじめましょう!

口座振替は、毎月の家賃等を預金口座から自動的に引き落としますので、払い忘れがなく大変便利です。

お手続きは…

- 管理センターまたは金融機関の窓口(大阪府内の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、郵便局)で申込み用紙をもらう。
- ↓
- 必要事項を記入して金融機関の窓口へ提出
- ↓
- 「口座振替納入案内書」が届きます。※提出から、およそ1～2ヶ月後
- ↓
- 案内書が届いた月の末日から口座振替が始まります。
※金融機関がお休みの場合は、翌営業日に引き落とします。

家賃、駐車場使用料は、毎月月末までにお支払いください。

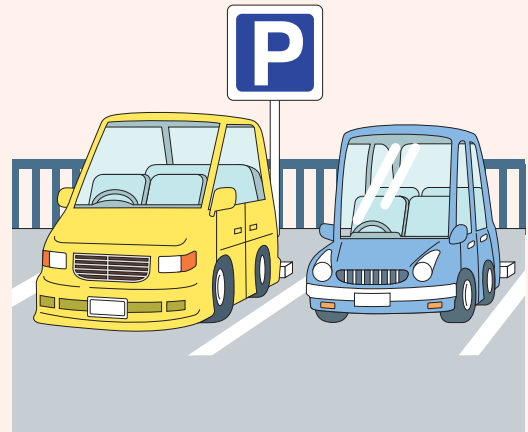
家賃、駐車場使用料を滞納されると契約を解除し退去、明け渡しを求めることになります。

「失業した」「同居者が転居した」などの理由で収入が減った場合には、家賃額の変更や減免を受けることができる場合があります。

そのような方は、管理センターにお問い合わせください。

ご注意ください！

滞納があると、減免や地位承継、同居などの承認を受けることができません。



名義人が死亡・退去された場合、地位承継手続きにご注意を！

- 府営住宅の名義人が死亡し又は退去した場合、その死亡時又は退去時に同居していた方は、申請をして承認を受ければ、引き続き、府営住宅に居住することができます。
- どのような場合に承認を受けることができるかは、お早めに管理センターにお問い合わせください。
- なお、地位承継承認申請は、名義人が死亡し又は退去した日から1年を経過すると受け付けられませんので、ご注意ください。
- また、地位承継の承認を受けられない場合は、名義人が死亡し又は退去した日から1年以内に、府営住宅を退去しなければなりません。



動物飼育の禁止について

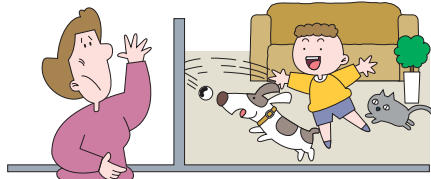
【府営住宅内で、犬・猫などの動物を飼育することはできません。】

集合住宅である府営住宅は、動物飼育に適した構造になっておらず、動物の臭い、ふん尿などの悪臭、鳴き声、毛の散乱などは他の居住者に対して、迷惑を及ぼすことから、犬・猫などの動物の飼育を禁止しています。特に、アレルギー症状の方などは、喘息を起こす場合があるなど、命に関わってきます。

このことは、入居時にお渡ししている「住まいのしおり」で周知するとともに、入居時に提出いただいている「誓約書」において、

お約束いただいております。

迷惑行為により、入居者の生活に著しい被害を与え、大阪府の指導に従わない場合は**住宅を明け渡ししていただくことがあります。**



例外的に

大阪府では、動物の飼育について、団地居住者の合意形成がなされた場合には、居住者の意思を尊重しようとの考えから、動物を飼育しようとする者が「飼育の会」を結成し、動物の嫌いな方々も含めた団地居住者の皆様が合意できる「飼育のルール」をつくることにより、これを厳守することで一部の団地において動物の飼育を認めています。

●団地居住者の合意ってなに？

団地居住者で組織する団体の会員の8割以上の議決（同意書への記名押印）。但し、団地居住者世帯の8割以上の合意をもって議決があったものとみなします。

●「飼育の会」ってなに？

動物を飼おうとする方々や入会を希望する方々で構成し、役割としての会則や飼育ルールの作成、動物の嫌いな方々への説明や納得するまでの話し合い、動物の飼育によるトラブルの解決にあたるなどの対応を行います。

※飼育の会を結成するだけでは、動物飼育は認められません。

●「飼育のルール」ってなに？

例：猫を室内で飼う、団地内にある犬の糞は「飼育の会」が責任をもって処理する、ペットの手入れは毛が飛散しないよう室内で窓を閉めて行う、階段、廊下、エレベータなどの共用部分ではペットはゲージなどに入れ移動するなど…。

無断同居は違法です！

●府営住宅の名義人は、入居の際に同居した親族以外の方を同居させようとするときは、あらかじめ承認を得なければなりません。

●**あらかじめ承認を得ずに同居させている場合（無断同居）は、事後に承認できません**ので、すみやかな退去を求めます。退去しない場合は、裁判で強制的に退去していただきます。



階段や廊下等の共用部に私物を置かないで下さい！

- 通路・廊下等に自転車などの私物を置くと通行の邪魔になったり、思わぬ事故に繋がるおそれがあります。
- また、私物が置いたままになっていると災害時の際の避難や消防活動の妨げになります。
- 現在共用部に私物を置いている方は至急撤去し、今後は私物を共用部に置かないで下さい。

府営住宅でのグループホームについて

大阪府では、府営住宅においてグループホームの設置を推進するなど、障がい者の地域での自立した生活を支援しています。

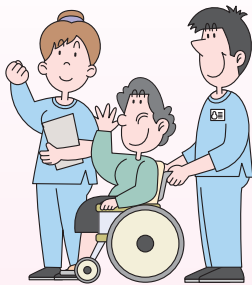
グループホームとは・・・？

障害者総合支援法に基づく事業で、社会福祉法人・医療法人等が大阪府知事等の指定を受けて運営しています。



障がい者の方が地域で自立した生活を送るための「住まいの場」です。

入居者は、運営法人や世話人等の支援を受けながら、日常生活を送っています。

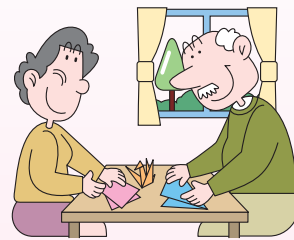


自治会や地域で行われる行事への参加を通じて、地域とふれあいます。



平日の昼間は、それぞれが仕事に就いたり、日中活動の場で過ごしています。

休日や空いた時間は、それぞれが自分の趣味を楽しむなど、自由に過ごしています。



ご理解・ご協力をお願いいたします
グループホームについてのお問い合わせは

大阪府福祉部障がい福祉室 ☎06-6944-2295(直通) 生活基盤推進課 整備グループ



府営住宅でコミュニティづくりを

みんなで声をかけあい協力し合って快適なコミュニティづくりをしましょう

子どもから高齢の方まで、安心して暮らせるまちづくりのために

■自治会などの団地でのいろいろな催しに参加しましょう。

●子どもと高齢者などの世代間やさまざまな交流の場としてふれあいリビングや集会所を活用しましょう。

■子どもや高齢者、障がいのある方をはじめ、住民同士で日ごろから声を掛け合いましょう。

■ひとり暮らしの高齢者を見守りましょう。

●今後もますます高齢化が進展し、高齢者だけの世帯、ひとり暮らしの世帯が増えていきます。

●住民みんなで見守りましょう。



家族で 防災計画を立てる!

計画を立てるということは、「明日のことを考える」ということ。

計画においては、「無事を伝える」、「自宅の安全対策」、「安全行動」、「緊急持ち出し袋」の計画を、発生からの時系列に沿って考えていく必要があります。その上で、その計画を実際に活かしてみる家族防災訓練が必要です。

● 自宅の安全対策

建物が倒れなくても、まずすべきことは「**命と安全の確保**」です。これまでの防災対策といえば、水や食糧などの備蓄に偏りがちでしたが、これは災害に遭遇した後の準備にすぎません。最優先には、災害が発生したその時に、「**命を守る(生き残る)**」対策が重要です。

そのためにやるべきことは、「**自宅で死なない=家具を倒さない**」ことです。

● 無事を伝える

災害はいつ起こるか分らず、またどの場所で災害に遭遇するか分かりません。ということは、家族が揃っている時に災害が発生するとは限らないということです。そのために、家族の誰かが被災した場合には、**自分自身の安全を情報発信**することが大切です。



家族でどの連絡方法を利用するか決めて、使い方を覚えておく



家族が離ればなれになったときの集合場所(緊急避難場所)を共有



家族共有の防災カードを作り、常に持ち歩く習慣をつける

● 安全行動

災害に遭遇した際に重要なことは、**冷静さを保つ**ことです。命を守るためには、状況を把握した上での素早い対策と行動が大切です。災害に対する認識の甘さと対応の遅れから、命を失うことにもつながります。



● 緊急持ち出し袋

災害時は、混乱状態にあるため、必要なものを持ち出して避難することは大変なことです。だからこそ、**安全なところですぐに持ち出せる場所(枕元・玄関・車トランク等)**に緊急持ち出し用品を揃えた袋などを常備しておくことが大切です。また日頃から、お風呂の水を就寝時に捨てずに貯めておいたり、日持ちのする食料品等(水・缶詰・医薬品等)を買うなどしておくことは、予期せぬ事態にとっても有効です。



伝えたい、わたしたちの教訓

一番にのどの渇きを覚え、時間がたつにつれて空腹を覚える。およそ1週間くらいは満足にいけないと最初から覚悟しておくことが大事です。

お風呂の水を就寝時に捨てずに、貯めておくのは基本的な備蓄である。

携帯用ガスコンロは重宝する。ガスボンベを予備に備蓄することを忘れずに。

水洗トイレが使えないときは、固めるタイプの簡易トイレがあると重宝する。

夏は感染症の心配もある。消毒液やマスクなどは必需品となる。

防寒具や下着の確保、ドライシャンプーなど体を保護する備蓄も大事である。

長期の避難生活に備えての娯楽品(トランプ・将棋・漫画等)があると助かる。

マッチ、ライター、ローソクは火種として是非確保しておきたい。

自動車のトランクは、緊急避難用の備蓄の格好の格納場所になる。

備蓄品はすぐに持ち出せる場所に保管・設置しておくことが大事である。

わが家の防災用品チェックリスト

備蓄の目安

- 飲料水** 1日に2～3ℓの水を必要とし、そのうち、1～1.5ℓが飲み水
トイレ 1人1日5回(内閣府による被災時のトイレ使用回数の試算より)
備蓄量 通常、災害発生時から公的な援助物資が届くのが3日後

■ 用意しておきたい品 ■ あると便利な品

生活用水	期限	数量
■ 飲料水		
■ 給水袋		
■ ポリタンク		
■ バケツ		

灯り	期限	数量
■ 懐中電灯		
■ 予備用乾電池		
■ ローソク		
■ ライター・マッチ		

介護・小児	期限	数量
■ 介護用品		
■ 車椅子		
■ 育児用品		
■ オムツ		

トイレ	期限	数量
■ 簡易トイレ		
■ トイレットペーパー		
■ ウエットティッシュ		
■ 新聞紙		

防寒	期限	数量
■ カイロ		
■ レインコート		
■ サバイバルシート		
■ 寝袋		

非常食	期限	数量
■ 保存食		
■ カセットコンロ		
■ カセットガス		
■ 調理用品		
■ ラップ・アルミホイル		

衛生	期限	数量
■ 救急用品		
■ 使い捨てマスク		
■ 生理用品		
■ ドライシャンプー		
■ 下着・タオル		

その他	期限	数量
■ 現金		
■ 免許証・保険証写し		
■ 重要書類写し		
■ 緊急連絡カード		
■ 携帯電話充電器		

強風・大雨・台風シーズンに備えてのお願い

集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害が各地で発生しております。これからの台風シーズンに備え、入居者の皆様におかれましては、大雨、強風に対して下記のような事前対応を宜しくお願い致します。

強風で物が飛ばされないように

ベランダの状態を確認

ベランダのエアコン室外機などはしっかり固定しましょう。物干し竿、鉢植えなどは室内に入れてください。強風で飛ばされると、窓を割ったり落下して人を傷つけるおそれがあります。特に中高層階の方はご注意ください。

浸水・漏水を防ぐために

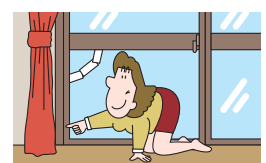
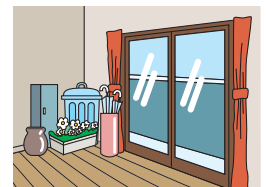
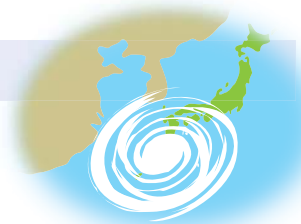
ベランダの排水口を清掃

ベランダの排水口にゴミが詰まっていると、豪雨の際に水が溢れ、窓の透き間などから室内に浸水したり、階下のお宅へ漏水する危険性もあります。排水口は定期的に清掃しておきましょう。

窓の破損・浸水の予防に

窓の傷みや隙間を補修

ガラスのひび割れや、窓のガタツキをそのままにしてありませんか。また、透き間を塞いでいるシーリングが劣化していると、浸水する場合がありますので補修しておきましょう。



株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 枚方管理センター

〒573-0027

枚方市大垣内町1-1-1

朝日生命枚方ビル5階

最寄駅：京阪本線・交野線

「枚方市」駅

電 話：●募集案内

072(861)1091

●お住まいの方専用

072(861)1092

●代表

072(861)1090

F A X：072(861)1095

大阪府営住宅
枚方管理センター
(朝日生命枚方ビル5階)株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 高槻管理センター

〒569-0803

高槻市高槻町15-8

ダイエツビル5階

最寄駅：阪急京都線「高槻市」駅、

JR東海道本線「高槻」駅

電 話：●募集案内

072(685)1092

●お住まいの方専用

072(685)1093

●代表

072(685)1091

F A X：072(685)1098

大阪府営住宅
高槻管理センター
(ダイエツビル5階)株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 藤井寺管理センター

〒583-0026

藤井寺市春日丘1-8-5

藤井寺駅前ビル3階

最寄駅：近鉄南大阪線

「藤井寺」駅

電 話：●募集案内

072(930)1093

●お住まいの方専用

072(930)1098

●代表

072(930)1090

F A X：072(930)1091

大阪府営住宅
藤井寺管理センター
(藤井寺駅前ビル3階)株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 堺東管理センター

〒590-0076

堺市堺区北瓦町1-3-17

堺東センタービル6階

最寄駅：南海高野線

「堺東」駅

電 話：●募集案内

072(221)1083

●お住まいの方専用

072(221)1084

●代表

072(221)0109

F A X：072(221)1078

大阪府営住宅 堺東管理センター
(堺東センタービル6階)株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 泉大津管理センター

〒595-0025

泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪3階

最寄駅：南海本線「泉大津」駅

電 話：●家賃・各種届出

0725(28)0001

●住宅募集・駐車場

0725(28)0002

●修繕・住宅返還

0725(28)0012

●代表

0725(28)0010

F A X：0725(28)0005

大阪府営住宅
泉大津管理センター
(テクスピア大阪3階)

緊急連絡センター

TEL・FAX 06(6942)3240

※水が止まらない・水漏れがする・排水管がつまって
流れないなど緊急事故の場合のみご利用ください。

なくそう部落差別調査

私たちみんなの力で

大阪府部落差別調査等規制条例

